

物品賃貸業の歴史的研究

——第二次世界大戦前——

水 谷 謙 治

序

第1章 江戸時代の物品賃貸業

第1節 貸物屋（損料屋）

第2節 貸本屋

第2章 「前半期」（1870年-1945年）の物品賃貸業

第1節 就業者数・営業者数・被用者数の推移

第2節 物品賃貸業の種類とその変化

第3節 会社と業績の動向

むすび 「戦前」の物品賃貸業の歴史的特徴

序

ここでいう物品賃貸業とは、たとえば、衣裳・自動車・機械等のレンタル業のように、賃料とひきかえに一定期間にわたって所有物品を利用者に賃貸する専門の独立業者をさす。不動産業はふくまない。本拙論の課題は、こうした物品賃貸業の「戦前」における歴史とその諸特徴を明らかにすることである。私の知るかぎり、こうした主題の研究はこれまでにおこなわれたことがない。

わが国の物品賃貸業は、封建社会の17世紀末葉から、損料屋とか貸物屋と呼ばれて江戸や大阪で繁昌しつつ、資本主義社会に継承されてきた。それは、明治以降の資本主義的経済発展によって質的にも量的にも変化し発展していったが、とりわけ、第二次世界大戦後にその軸足を生活手段から生産手段に移すという大きな変貌をとげた。この点でその歴史は、いわば前史ともいえる江戸期の貸物屋時代、明治維新から敗戦までの前半期、およびそれ以降の後半期に区別できる。ここでは、まえ二つの時期をあつかう。この十全な考察には、背景になる経済制度と政策の諸側面を時代に応じて明らかにし、それらが物品賃貸業におよぼす作用も考察すべきであろう。しかしここでは、紙数の都合でそれらをほとんど割愛し、物品賃貸業の歴史自体とその特徴に叙述を限定する。

私はかつての拙論「賃貸借の経済概論」（本誌56巻2号）でつぎのようにのべた。「各種の賃

借の研究を鳥瞰してみると、各分野でおびただしい個別研究が蓄積されているのにくらべて、全体にまたがる包括的な研究が見あたらない。また、貨幣貸借と不動産貸借の研究にくらべて、20世紀後半から成長したリース・レンタル業に関する経済理論の研究が不十分であり、その歴史的研究は皆無に近い。そこで私は、一方で物品賃貸借（とくに労働手段のリース・レンタル業）に焦点を絞りながら、さまざまな賃貸借の理論的概観をおこない、他方で物品賃貸借の歴史的な考察を試みてみたい。本拙論は、かつての拙論を理論編とすれば、その歴史編にあたるというてよい。

第1章 江戸時代の物品賃貸業

第1節 貸物屋（損料屋）

物品賃貸業は、貸物屋とか損料貸と呼ばれて江戸時代の前半期から存在していた。「万借物屋。白無垢浅黄上下、毎月無常野に送らぬ絶間なく、此二色のかし賃取て五人口。身過は草の種」（1709年『本朝藤陰比事』¹⁾。「損料貸しといふは、衣類・夜具・蒲団・蚊帳など、一日何程といふ損料を極めて貸すなり」（1816年『世事見聞録』²⁾）。

その正確な発生時期はわからない。1680年代における井原西鶴の諸作品には、「損料屋」・「貸物屋」をさす記述がしばしばでてくる³⁾。「京の手代の語りけるは、私の親方は……葬礼のかし色、ゑぼし、白小袖、紋なしの袴、駕籠も拵て、俄の用を調べ。此損料銀積りて、程なく、東山に楽隠居を構へ」（『日本永代蔵』）。「目見えの間、衣類なき人は、かり衣裳自由なる事なり。白子袖ひとつ、あるいは黒綸子上着に惣鹿の子、帯は唐織の大幅に緋縮緬の二布物、御所被衣に乗物蒲団まで揃えて、一日を銀二十目にて貸すなり」（『好色一代女』）。「今の都も世は借物」とのべ、貸物の種類と値段をしめした記述（『本朝二十不孝』）もある。

賃貸が専門の業として成立するには、賃貸物品をあつかう知識と技術をもつ者と、かれの近辺（物品を足で運べる範囲内）に賃貸需要者がまとまって存在しなくてはならない。それには都市人口の増加、都市での商業の発達と多様化、町人・行商・日雇・各種奉公人らの町々への集中が前提条件になる。しかも期間を要する賃貸の性質上、平和の継続も要求される。17世紀中葉後の大坂は、人口30万にのぼる日本の中心的な商業都市であり、それらの条件をもっともみたしていた。東北の坂田（酒田）で躰を売る女性が「雨のふる夜は、下駄からかさまでも損料出して」商売にでるといふ西鶴の記述（1682年『好色一代男』⁴⁾）も、さきの記述との関連から

1) 『本朝藤陰比事』巻之六「好色は世界の貸物屋」（浮世草子作者不明、宝永六年、京都菊屋七郎兵衛等刊。引用文は立教大学図書館の蔵本による。ただし、現代書にした）。

2) 武陽隠士『世事見聞録』1816年（青蛙房『日本庶民生活史料集』、p. 230所収）

3) 『日本永代蔵』巻五（岩波文庫、p. 135）。『好色一代女』（小学館『新日本古典文学全集』井原西鶴集一、p. 443）。『本朝二十不孝』（岩波書店『新日本古典文学大系』76、p. 392）。ふりがな一部略

4) 『好色一代男』巻三（小学館『新日本古典文学全集』井原西鶴集一、p. 167-170）

みて損料屋をさすのであろうから、酒田よりずっと発展していた大坂での発生は、これを1670年代ないし1660年代にまでさかのぼってもよいであろう。

他方、17世紀までの諸史料や辞書類に「損料」をみいだすことはできても、「損料屋」・「貸物屋」をみいだすことは、いまのところできない。業としての損料貸・貸物屋は、17世紀までは存在していなかったのではなかろうか。

18世紀なかばには、葬儀用衣類の貸物屋「世上に類見世多く有之候」（『当世下手談義』⁵⁾）という状況になる。19世紀前後になると、江戸や大坂では何百もの損料屋が営業し、小説・見聞録・説話・川柳・歌舞伎本にその名がしばしば登場するほどなじみ深い存在になっている⁶⁾。役者への舞台衣裳の賃貸や旅籠屋への夜具の賃貸にさいしては、定型の通帳が常用されている⁷⁾。

貨物の紛争も多くなり、町奉行の書状や町触では「損料貨物の儀」がしばしばとりあげられている。享和二年八月（1802）に江戸町奉行小田切土佐守、根岸肥前守らが老中へだした「損料貸渡世之儀二付申上候書付」（以下「申上書」と略称する）には、「損料貸之義八諸道具衣類其外貸候八古来より有之日限等を極相當之代料を以貸候儀急用之不足を辨候」、「日々出訴も数多有之」とある⁸⁾。

貸物屋内部の分業もすすみ、「万づ貸物屋」がある一方で、特定の物品を専門にあつかう種々の業者もいた。たとえば「地車祭礼貸物屋」もあったし、「道具貸物渡世」をしながら貸本屋まで兼業する業者もいた。衣裳の貸物屋にも、遊廓の近辺で登楼客と遊女用の衣裳をあつかう貸物屋とか、貧民に古着を貸す貸物屋とか、あるいは喪服専門の貸物屋などがあった⁹⁾。ち

5) 1752年、静観房好阿『当世下手談義』巻一（岩波書店『新日本古典文学大系』81, p. 135）。

6) 大阪の衣裳損料屋は遊廓の人々によく知られていた。1809年、十返舎一九『東海道中膝栗毛』八編・中（岩波文庫下, p. 320, 335, 340）。1814年『松翁道話』（第4編巻之上, 文庫刊行会版『婦人文庫5』, p. 141）。柳句の例。「損料屋道中するをじろじろ見」（明和三年, 花魁に貸した衣裳や装身具を見る）。「損料屋涙がしみて五百とり」（明和四年, 貸した喪服に涙のしみがあるので追加料金）。「ほかほかとするを損料屋」（明和六年, 貸蒲団を朝うけとる）。「傾城をくぼく見て居る損料屋」（天明四年, 貸衣裳の遊女を見下だす）。「損料屋松の内のは男もの」（天明五年, 正月の貸礼服）。主として渡辺信一郎『江戸の生業辞典』「損料屋」の項による。

7) 借受証文と通帳の書式例は、1964年大阪商工会議所刊『大坂商業史資料』第28巻（p. 204-206）に所収

8) 司法省調査課、『徳川時代民事慣例集 動産ノ部』（昭和十年二月『司法資料』百九十二号, p. 185-6）

9) 「地車祭礼貸物屋」は安永版『校本難波丸綱目』の「諸職名工之部」（中尾松泉堂書店, 野間光辰監修・多治郁夫・日野龍夫編輯, p. 17）。収録原文の写真コピー（p. 512）を解読すると、その固有名に「順けい丁くらはしや茂兵」、「道とんぼりいつみや」、「本丁なにはや甚左へ門」などの損料屋の名がみえる。「道具貸物渡世」と貸本屋との兼業は、大坂天満伊勢町の阿波屋辰蔵が『大坂本屋仲間記録・差定帳』で「道具株を以貸物渡世之仁二候処、貸本之類并二本取扱いたし候二付、度々年行司より懸合二および候得共相止メ不申、無拋当九月三日西奉行所地方御役所江奉願上候」と記していることによる（長友千代治『近世貸本屋の研究』, 東京堂出版, p. 41所収）。遊廓専門の貸衣裳屋は、

なみに、1838年には大坂で25軒の喪服貸物屋が「古手貸物株」に加入している¹⁰⁾。

貸物の種類は、各種の衣類・蒲団・蚊帳・食器・冠婚葬祭具・雨具・道具・家具・畳・大八車などがあり、生活用品がほとんどをしめていた。なかでも多かったのは衣類と夜具類で、衣類には冠婚葬祭などの儀礼用と遊興用があり、身分や収入に応じて上・中・下の等級があった。なお、衣類貸物屋の出発点には、最初から遊廓用と冠婚葬祭用のふたつがあったと思われる。

業者数については断片的史料を総合して推定するほかにない。明和元年(1764)の貸物株願に関する史料によれば、道頓堀の貸物屋綿屋茂兵衛外一名が願した貸物株数は千軒、同7年に橘通三丁目平野屋茂兵衛らが三郷および在領の諸式貸物業者を対象にした出願貸物株数は三百軒であった¹¹⁾。これらは単に許可を願うだけで「其仕法を詳にせず」と判じられており、願株千軒には許可をねらった水増しの可能性がある。だが、一店一株という当時の原則からみて水増しにも限度があるから、数百軒前後はあったのではなかろうか。ちなみに、嘉永5年(1852)の貸物株に関する「口達」記録によると、在領をのぞく大坂の貸物株三組(南組・北組・天満組)の総軒数は570軒であった¹²⁾。

安永七年(1777)正月に江戸の損料屋仲間64人が芝の質屋仲間に対して、貸物に店の目印をつけておくのでその品物は質にとらないで欲しいという願書をだしている。このことは質屋側からの承諾文に記されている。「本芝拾三・四・五番組質屋共申上候」、「右損料屋仲間六拾四人相極、印鑑壱ツ拵、損料にて貸出し候品々江目印ヲ付申候由、左候而も質屋方ニ而差滞無之哉旨再応御尋御座候、……/安永七戌年正月」¹³⁾。

「本芝拾三・四・五番組質屋仲間」とあるから、願書をだした損料屋65業者も芝一帯の業者であり、江戸全域の業者ではないであろう。とすれば、江戸全体の損料屋は65業者よりもかなり多いことになる。たとえば、さきの史料「貸物株願」には、1771年江戸浅草山宿町の平六店太兵衛の出願貸物株200軒というケースがあるし、維新直後の東京にあった損料屋数は千店ほどであった(次章)。これらの点を総合して考えると、江戸や大坂をはじめとする全国の総数(貸本屋数を除く)は、18世紀末にはほぼ千店はあったと推定できる。

注6の柳句や『東海道中膝栗毛』等からも明らかである。

10) 「喪服貸物定汰書」(前掲『大阪商業史資料』第28巻, p. 236所収)。なお、同巻所収の「古手商」記録によると、大坂三商の一つ、古手商は正保年間に「古手株御免許」をえて業態に応じて5組にわかれ、「古手貸組」は「廻組」に属していた(p. 247)

11) 『大阪市史』(1925年大阪市参事会編・刊, 第三の第4編, p. 1134 5)。平野屋茂兵衛らの「願書」についてはのちに「問糺」がおこなわれており、それに答えて、貸物の種類(衣類・夜具・家具・道具その他)と賃料をしめたうえ、許可されても三郷町に差障ございませんという回答がだされている(同『大阪市史』, 第三の第4編, p. 783)

12) 前掲『大阪商業史資料』第28巻(p. 214 215)

13) 「質屋仲間規定書」・「覚」(一橋大学付属図書館蔵)、渋谷隆一・鈴木龜二・石山昭次郎共著『日本の質屋』(早稲田大学出版部, 資料編, p. 571所収)

貨物の料金は、既述のように1686年に高級礼服一式1日銀20目(匁)('好色一代女')だった。当時の米価を一石(150kg)銀44匁とすれば¹⁴⁾、この損料は米約68kgになる。寛政十二年(1800)六月の大坂古手屋年寄の「貨物直段附帳」によると、衣類と夜具(上・中・下)の値段は下記のとおりであった¹⁵⁾(1日または1夜、単位匁、0.1は1分。同類の若干を省略し、上・中・下級順に算用数字でしめた)。

緞子夜着(15・8・5)、同蒲団(8・4・2)、絹蒲団(5・2・1)、紬夜着(2・1.8・1.5)、紬蒲団(2・1.5・1) / 縮緬女綿入・袷(4・3・2)、絹女綿入・袷(2.5・2・1)、木綿袷・綿入羽織(0.6・0.5・0.3) / 縺子女帯(2・1・0.7)、縮緬女帯(0.8・0.5・0.3)、帷子かたひら(4.5・3・2)、絹縁上蚊帳(0.8・0.5・0.3)

こうした賃料をもたらす商品の値段はわからない。わかる商品があっても、時代や地域がちがうために価格差がつかめない。いくつかの仮定をもうけた推計では5%から15%ほどの損料率になるが、これはあて推量に近い。やむをえず、損料で買える米の量と値段をみておくと、縺子女帯(中級)の損料1匁は、1800年の米価を1石=銀約76.5匁とすれば、米2kg弱にあたる。同じく緞子夜着(中級)の損料8匁は、米約16kgに相当する。

損料屋のこうした賃料は、欠落や夜逃などによる未返却分をみこんだもので、相当に割高だったようである。さきの「申上書」には、「或八欠落し又八無断在方江引込其外借受候もの跡方無之相成候ものも多く候間右の見込を以損料代も高料に相当候も無據儀にて」とのべられている¹⁶⁾。この点は大阪でも同じであったため、大坂町奉行は寛政十二年(1800)六月十三日の町触で古手賃物業者に賃銭の引き下げを命じている。

「貸蒲団蚊帳損料之儀……高利貸候者如何之筋二付賃銭引下ケ方之儀相手屋年寄共申渡取為調候処ノ大蒲団一夜八文、小蒲団同五文、大蚊帳同十文、小蚊帳同八文ノ右之通ニテ貸候……古手屋仲間ノ者共八右賃銭ヨリ高直ニ不貸附様取締為致其外上中下衣類等之貨物ニテモ是迄ヨリ八二割方引下ケ貸附サセ可……已后願立候分出訴之節右賃銭ヨリ高歩ニ相当り候ニ於テ八引下ケ可申付候……」¹⁷⁾。

江戸時代の損料屋は、ほとんどが個人の零細自営業者だったが、冠婚葬祭などのおりに、一時的または臨時に必要な物品を貸出して購入費用の節約に貢献した。この点は、『当世下手談義』で損料屋の白興しらこし屋惣七が引札(宣伝ビラかみしもの一種)に、御葬儀用の上下や編笠は御屋敷様方では御無用ですから「私方には損料貸に仕候」とのべているとおりである¹⁸⁾。この購入コストの節約効果を直接に享受したのは、おもに上・中層の町人や武士であった。

14) 米価は関東農政局静岡事務所ホームページ「400年の米価」(提示の諸史料略)による。以下も同じ。

15) 前掲『大阪商業史資料』第28巻(p.216-222)

16) 前掲『徳川時代民事慣例集』(p.186)

17) 前掲『大阪商業史資料』第28巻(p.210-211)所収

18) 前掲『当世下手談義』(p.133)

損料屋は、「近頃之損料出入八何れも裏屋住其日暮之もの多く……きせる賣はんしやう賣棒手振之類借受候儀にて」（前掲「申上書」とあるように、そうした貧民に必要な生活用品や商売道具を貸して、かれらの生活や生業を維持し円滑化させる機能もはたしていた。こうした点で損料屋は、その日暮らしの貧民にとって不可欠な存在であった。「損料貸之儀も厳敷取極候八バ……軽きもの困窮に迫り元手を失ひ候節八飢渴におよひ候もの出来加仕」という記述（前掲「申上書」）はこのことをしめしている。農村からの出稼人はほとんどが着の身着のままだったので、おのずから損料屋にたよらざるをえなかった。江戸や大阪で貧民相手の損料屋が多かったのは、こうした出稼人の流入増加によるところが大きい。

ところで、物を借りた貧困者は金に困るとしばしばそれを質入れして金策していた。「裏屋住其日暮之もの」、「一兩日も煩ひ候得八元手を失ひ候處右躰之者江通例之貸金等可致もの八無之損料品借受質入致し候て相凌」（前掲「申上書」）。だが、寛政九年（1797）に金銀の貸借訴訟を原則的に取り上げないという「借金銀相對濟」令がだされると、質屋は担保のない者に損料借りをさせ、その物品を担保に金を貸すようになった。物品貸借はこの令の適用外だったから、質屋はふみたおしをおそれて貧民に損料屋で物品を借りさせ、それを担保に融資をしたのである。たとえば、文化二五年（1805年）二月十九日にさきの江戸町奉行から老中へだされた「損料品貸之儀二付伺候書付」には、「去ル巳年借金銀相對濟被仰出候以來八日なし貸共濟方を危踏衣類其外夜具等損料貸に致し証文取置借方にて八相對之上右を質入致し當用相辨候故以前之高利を借候より八損料と質入之利分と二重に相成候故難儀致し候」とある¹⁹⁾。

こうした不当行為を制限するために、同年幕府はつぎのような主旨の町触をだした。損料品の質入・貸付は不埒であり、格別不埒なばあいを除いて貸方の訴えは取り上げない。損料貸は古来からのように不足品を充足するためにおこなうべきであるが、損料貸の証文（訴えの有効期限）は三日限りのものとする²⁰⁾。

第2節 貸本屋

貸本屋も物品を賃貸する点では物品賃貸業に属する。江戸時代の物品賃貸業は、損料屋と貸本屋とからなっていたといつてよい。さきに、貸物業の形成条件のひとつに都市人口の増加をあげたが、貸本屋のばあいには、その人口を識字能力のある読書人口とせばめねばならない。

19) 前掲『徳川時代民事慣例集』（p. 179）。同史料は『徳川禁令考』（後集二）にも収録されている。

20) 前掲『徳川時代民事慣例集』（p. 180-181）。または前掲『徳川禁令考』（後集二）。この制限は大阪には適用されなかった（大阪「触三八一六」、鈴木亀次『近世質屋史談』行人社、p. 137参照）。貸物業からの借物を質屋に質入れすることは、大阪ではより以前からおこなわれており、「触」（寛延3年10月27日、明和3年11月21日）等で再三いましめられている。なお、損料品の入質問題については、前掲鈴木亀次氏の研究と石井良助氏の『近世取引法史』（創文社）に負うところが大きい。さきの『上申書』・『伺書』・『触』等も、両書での引用や指摘を原史料にあたって利用した。

また、大量生産の困難から本が割高だったという限定もつけねばなるまい。17世紀後半、大坂では「今時は物かかぬといふ男はなく」（1694年『西鶴織留』巻三）といわれるまでになっていた。仮名草子・俳諧・浄瑠璃・歌舞伎等が普及するのそのころからである。

いわゆる行商本屋（貸本と兼業）の発生は寛永初期（1624年以後）と推定されている²¹⁾。以後それは18世紀中葉から浸透しはじめ、いわゆる文化燎爛の元禄期（1688-1703年）に普及し、19世紀初頭に隆盛期をむかえている。当時の人々が娯楽ものを読もうとするばあいは、貸本屋から借りるのが普通だったという²²⁾。1802年、出版業者の秋島籬島は貸本屋の隆盛をこう描いている。「小書肆の輩、背に汗し足を空にして、豎横にわしり、町小路在郷までも日数を限りて貸ありく、見るものはつかの見料をもて慰む事、当世のならわしとなりぬ」²³⁾。

貸本屋の行商的な様子は、前掛をかけた大風呂敷に包んだ本を頭よりも高く背負って歩く絵姿にも描かれている²⁴⁾（有名な名古屋の「大惣」は例外だった²⁵⁾）。かれらの得意先は町人や奉公人、遊女、妾、武士やその奉公人、宿の滞在客たちであった。正式の営業には本屋株仲間に参加する必要があったが、「勘当の内貸シ本屋する」（俳諧鐫中仙²²⁾）と詠まれているように、娯楽本で小規模に営業するのであれば、素人でも比較的簡単にできたようである²⁶⁾。

いくつかの史料によれば、貸本屋数は江戸では1808年に656軒、1832年に800軒にのぼり、大阪では1813年から1829年までのあいだを通じて約300軒、名古屋では1800年の前半期に60軒余と記録されている²⁷⁾。合計すれば、19世紀前半の最盛期にはこれらの都市だけで1200軒ほどになる。なお、当時のイギリスの貸本屋数も約千軒とみられ、しかもその生成・発展・没落がわが国のそれと並行線をたどっていることは興味ぶかい²⁸⁾。

21) 長友千代治『近世貸本屋の研究』（東京堂出版、p. 21）。浸透と隆盛については、同書、p. 22-36参照。広庭基介『江戸時代貸本屋略史』（1）（1967年『図書館界』Vol. 18, No. 5, p. 161-3）。貸本屋に関する研究や史料は損料貸業とちがってかなり存在している。

22) 前掲長友（p. 32-33）、前掲広庭（2）（No. 6, p. 189）による考証。

23) 『小栗忠孝記』の序文（ルビの一部を省略）、前掲長友『近世貸本屋の研究』（p. 36）所収

24) 1850年、歌川国久画（三谷一馬『彩色江戸物売百姿』所収）。ほかに、1678年『吉原恋の道引、挿絵』、1701年『吉原風俗図』もある。

25) 大野屋惣八の「大惣」については、坪内逍遙の追憶（『逍遙選集第十二巻』所収）をはじめ、いくつかの考察がある。

26) 前掲長友（p. 35-36, p. 42）

27) 1808年の貸本屋数は『外題作者画工書肆名目集』による（前田愛氏による指摘。『前田愛著作集』第2巻、「出版社と読者」所収）。1832年の数は寺門静軒の、「書肆日々に盛んに、著作歳々に新たなり。……借本戸八百、此其の大略、其の孫に至っては、算数し易からずと云ふ」による（『江戸繁昌記』第三篇書舗、岩波書店『新日本古典文学大系』100, p. 165）。大阪の数は『慶長以来大阪出版書籍目録』解説にもとづく（前掲長友、p. 43所収）。名古屋の数は高木元氏の考察による（『江戸読本の研究』1995年、ペリかん社、p. 189-190）。広庭氏は、文化・文政期（1804-1829年）には「1000や2000をはるかに越すものであった」といわれているが、千と二千では差がありすぎる（前掲『江戸時代貸本屋略史』（2）、No. 6, p. 194）。

28) 清水一嘉『イギリスの貸本文化』（図書出版社、p. 366-367, p. 371）

貸本には、浮世草子・滑稽本・艶本・歌舞伎もの、浄瑠璃本・実録物ないし戦記物・教養書・古典名作などがあつた。広庭基介氏はその見料を「買とりの値の6分の1」程度と考証されている²⁹⁾。

山東京伝は版元を親、読者を婿君、貸本屋を「お媒人」^{なかうど}にたとえている(1813年『雙蝶記』序文)。貸本屋は、情報伝達の供給者および媒介者として、さらに大衆の知的水準を向上させる促進者として、重要な役割をはたした。江戸中期後の貸本屋には、版元も兼業して本製造の一端をになうものもいた³⁰⁾。

まとめ。損料屋と貸本屋の相違点をあげてみよう。損料屋の物品は利用者の物質的欲望を満足させるが、書物は読者の精神的欲求を充足させる。貸本屋の利用者は識字能力があるうえ、時間的・経済的に多少とも余裕をもっているが、損料屋の利用者にはそうした条件に欠ける者が多い。大半の貸本屋は行商的だが、損料屋は店舗で来客を待っている。江戸中期以降の一部の貸本屋は損料屋とちがい、製造業者としての性格をもっている。

商品の生産と流通を前提にした物品の賃貸は、もともと販売の補助手段として製造業や商業に付随していた。それが専門業として自立するには、当事者の再生産と利得を可能にするだけの賃貸需要が必要であり、そのためには、物品代金に対する賃貸料の低廉化 代金の分散化が必要である。この条件には、短期間にくり返し利用でき、利用機会も多く、大量供給のできる物品が適している。近代的大工業の確立以前に衣類・夜具、書物等がもっとも多く賃貸されたのは、それらがこうした物品に最適だったからである。

物品賃貸業者数を古着屋・古銅・古道具屋等の数とくらべると、1710年代の大阪だけでも古銅屋仲間は3243軒、古手屋仲間は3300軒だったが³¹⁾、貸物屋は貸本屋をあわせても全国で2000~2500軒ほどでややマイナーであった。仲間としての組織的結合も比較的弱かったように思われる。前記した少数の株仲間があつたとはいえ、いくつかのおもだった史料の「願株仲間」には貸物屋株の名はほとんどでていない。

おわりに、幕府による封建的な諸規制が損料屋と貸本屋の発展に強いブレーキになっていたことを指摘しておこう。1649年の儉約令以後、「贅沢」な衣類や飾物の着用は「町触」で細部にわたって何度も禁止されている。それらが貸物額で大きな割合をしめていただけに、こうし

29) たとえば、『田舎荘子』(享保12年・1727年版)の販売代金は3匁6分で、その見料は6分であつた(前掲広庭 Vol. 18, No. 5, p. 178)。『傾城酒呑童子』の見返りに添付された摺物「仲間定」によると、幕末の江戸では名所類1札30文、絵本類10文、丸本類24文、真行かな12文、随筆類24文、酔書類10文、写本類6文であつた(前掲、前田愛, p. 280-282)。同「仲間定」は前掲長友にも所収(p. 60-61)。

30) 前掲長友(p. 69-70)。前掲広庭(p. 192)。前掲高木元(p. 32-33)。彼らが刊行した本には、江戸読本のカatalogともいいうる1817年の『出像稗史外題鑑』もある(前掲高木元『江戸読本の研究』, p. 20-21)。

31) 前掲『大阪商業史資料』第10巻、「正徳年間ノ大阪諸商仲賣」(p. 15)

た禁令が損料賃の発展を阻害したことは容易に推察できる。人気が高く需要が大きかった好色本の禁止も、貸本屋の発展を阻害する要因であった。

第2章 「前半期」(1870年-1945年)の物品賃貸業

第1節 就業者数・営業者数・被用者数の推移

明治期前半の物品賃貸業には江戸時代からの継続が多い。ちなみに、当時の統計書は物品賃貸業を損料屋とか損料賃物と記している。明治維新以降における封建的諸規制の撤廃・産業革命・都市化の進展・資本主義制度の確立は、賃貸物品の量をふやし種類を多様化しつつ、貸手に資本家的企業を、借手に賃銀労働者群をうみだしていく。

物品賃貸業だけを対象にした全国的で時系列的な統計は1970年近くまで存在せず、部分的統計が『国勢調査』・『営業税表』・各府県統計書・『会社統計表』などにしめされている。つぎの第1表と第2表は、物品賃貸業の有業者³²⁾数の推移、および営業税にかかわる納税者・従業者・兼業者数の推移をしめたものである。

ところで、統計をみるまえに注意しておきたい点がある。それは、第二次世界大戦が極度の統制・生活の節約・戦災等によって都市の物品賃貸業を激減させたり、その統計をゆがめたり、中断させたりしたことである。「戦時中統計調査の如きは、不要不急の事務として軽視せられ、

第1表 物品賃貸業の有業者数(全国と東京市内、括弧内は推計値の概数)

人数	1876年	1882年	1883年	1900年	1908年	1920年	1925年	1930年	1940年	1944年
有業者数	(2520)	3766a	5135a	(6200)	(6740)	7606b	(8420)	9231b	4408b	3561b
東京市内	1050e	1538c	(2140)	2287c	1896d	1641b	759d	1452c	1232b	
全産業の就業者総数単位万人			(2234)f	(2437)f	(2548)f	2726b	2962b	2962b	3250b	2898b

[出所] a 内閣統計局『日本帝国統計年鑑』, b 『国勢調査』(1940年は「原表」マイクロフィルムの第4表), c 『東京府統計書』, d 『東京市市勢調査原表』, e 『郵便報知新聞』1876年7月6日調査, f 中村隆英(『日本経済』³³⁾)の推計で括弧内の年は1885年, 1900年, 1910年。

[第1表について] 1876年の東京市の数字は、上記『郵便報知新聞』調査による「損料屋」852店と、貸本屋約200店(1880年の資料250軒³⁴⁾にもとづく推計)の合計。1882, 3年の数字は「府県ヨリ徴収シタル材料二依ル」戸数(『第3回統計年鑑』), 以後は人数。1876年と1883年の推計値(2520と2140)は、1882年における東京に対する全国の倍率(2.4)をあてはめた。1900年からの計算は、たとえばつぎのようにおこなった。[1900年: 7606(1920年) - 5135(1883年) = 2471 2471 ÷ 37(年間) = 67(人) 67 × 17(年間) = 1139 5135 + 1139 = 6274人]。これらの推計値は目安程度のものでしかない。

32) 有業者はほぼ現在の就業者にあたる。経済審議庁国民所得課編『日本経済と国民所得』(1954年, p. 333)

33) 中村隆英『日本経済』(東京大学出版会, p. 34)。1872-1940年の計算は梅村又次「産業別雇用の変動」付表, (『経済研究』1973年4月号所収)にもとづいている。

34) 坪内逍遙「維新後の東京の貸本屋」(陽春堂『逍遙選集第十二巻』, p. 188)

第2表 物品賃貸業・納税者統計 (1926年まで法人・個人計、以後は個人営業者、「全産業総数」のみ単位万人)

	営業者	従業者	兼業者		営業者	従業者	兼業者		個人営業	兼業者	全産業総数
1897年	2631	3523		1912年	908	1616	364	1927年	983	454	779万人
1898年	2198	2956		1913年	890	1690	365	1928年	777	467	749
1899年	2064	2653		1914年	825	1639	330	1929年	741	435	743
1900年	1874	2809		1915年	330	898	116	1930年	727	414	730
1901年	1979	2997		1916年	307	690	120	1931年	616	384	683
1902年	2202	3192		1917年	332	728	142	1932年	592	326	673
1903年	2208	3230	597	1918年	430	932	169	1933年	583	337	699
1904年	2254	3343	752	1919年	517	1131	170	1934年	581	355	762
1905年	2045	3037	742	1920年	711	1495	231	1935年	618	336	814
1906年	1923	2881	759	1921年	867	1970	272	1936年	597	300	860
1907年	1961	2861	715	1922年	1047	2611	337	1937年	679	290	892
1908年	2014	3060	733	1923年	1236	2673	387	1938年	744	323	947
1909年	2236	3372	716	1924年	1222	2632	422	1939年	1052	254	1025
1910年	2061	3093	681	1925年	1363	3042	505	1940年	1405	254	1286
1911年	957	1647	362	1926年	1402	3176	451				

[出所] 大蔵省『主税局年報』の各年度営業税表

[第2表について] 営業税は1896年から国税にされた。物品賃貸業は、「一定ノ店舗其ノ他営業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ営ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ為スモ同シ」(営業税法第3条)と規定されている。営業税の課税対象業種は、1902年までは物品販売・銀行・保険・金銭貸付・物品貸付・製造・印刷・写真・運送・運河・棧橋・船舶碇繋場・船渠・貨物陸揚場・倉庫・請負・席貸・料理店・旅人宿・周旋・代理・仲立・問屋(仲買)の23部門であったが、のちに鉄道業・信託業・無尽等が追加された。不動産は除外され、船舶は賃貸契約のみが物品賃貸業とされている³⁵⁾。

税表の営業人員(または営業箇数)は営業場数とほぼ一致しており、納税主体たる営業者または営業主をさす(支配人・取締役もふくまれる³⁶⁾)。従業者は「名義ノ何タルヲ問ハス総テ営業ニ従事スル者」だが、「営業者ノ家族ヲ除ク」(第19条)。したがって、営業者+雇用者=従業者になる³⁷⁾。兼業者は、「数種ノ營業ヲ兼スルモノノ營業人員ハ主タル一方ニ掲ケ他ハ印ヲ附シテ掲ク」とされた者であり、兼業中の「主タルモノ」(主業)を営業人員にした残りとして解釈できる。なお、1927年以降は収益税制になり、細目別では個人営業者の統計しか表示されていない。物品賃貸業者の免税者は「資本金五百圓未滿ノ者」。課税者への最初の税率は資本金額の0.2%・建物賃貸価格の4%・従業者(家族は除外)一人につき1円であったが、以後たびたび変更された³⁸⁾。人数が年によって大きく変動するのは、こうした変更による影響が大きい。

35) 久保平三郎『営業収益税法・臨時利得税法精義』(昭和10年, 東洋出版社, p.127)

36) 明治29年9月主税局長通達。藤沢弘『改正営業税法精義』(大阪屋号書店, 大正12年, p.126)

37) 前掲久保平三郎, p.39。前掲藤沢, p.122 123, 上林敬次郎『営業税法要義』(東京明法堂, 1897年, p.39), 武本宗重郎『営業税法精解』(大正6年, p.330)

38) 1905(明治38)年 資本金額の0.5%, 建物賃貸価格の10%, 従業者一人につき2円50銭。1911(明治44)年 資本金の0.65%, 建物賃貸価格の9%, 従業者一人につき2円。1914(大正3)年 運転資本金の免税額はそれまでの五百円から千円に, その税率は0.6%。建物賃貸価格の7%, 従業者一人につき2円。1923(大正12)年 建物賃貸価格への課税廃止, 運転資本金の4.8%, 従業者一人につき2円。1925(大正15・昭和1)年 営業純益への課税(営業収益税法)へ変更。税率は法人3.4%, 個人業者は純益金四百円を最低課税限度とし, 千円以上に2.6%, 千円以下に2.2%(以上, 大蔵省編纂『明治大正財政史』経済往来社, 第7巻, 第2章3節参照)。免税基準額は, 1898(明治29)年~1913(大正2)年のあいだは「資本金五百圓未滿」。この額にくらべ, 1898年における「中等に属する職工」たる旋盤工(3人家族)の年間賃銀は約195円であった(横山源之助『日本の下層社

従って調査機構も殆ど壊滅状態にあった」。とりわけ大都市の小企業会社は、「戦災、疎開、其の他種々の事情により所在不明のものも少なしとせず……調査洩の会社が少なくない」³⁹⁾。だから、物品賃貸業の通常の傾向をみるためには、太平洋戦争中の統計を別にあつかう必要がある。

さて、第1表と第2表からいくつかの事実を確認しておこう。

(1) 物品賃貸業の就業者・有業者(専業)総数は、1882年の約3766人から1930年の9231人へ約2.5倍に増加し、このピークから1944年には3561人へ減少している。1940年以降の減少は上述した戦争の影響にちがいない。会社数は増加しているから、実際に減少した業者の大半は零細業者であろう。納税者の動向では、1910年から11年、1914年から15年、1926年から27、8年にかけての減少が目立つ。いずれも税法変更の影響が大きいが(「第2表について」 および注38)、恐慌や不況も作用していると考えられる。

(2) 全国有業者総数にしめる物品賃貸業者の比率は、1万の分母に対して、1920年2.8、1930年3.1、1940年1.4、1944年1.2である。全国営業税人員(営業者)総数にしめる物品賃貸業者の比率は、1万の分母に対して、1900年38、1910年34、1915年9、1920年10。1927年以降の個人営業税人員のばあいは、1927年1.3、1930年1.0、1935年0.8、1939年1.0である。

(3) 府県別で賃貸業者数をみると、1882年には東京市が全国の約40%、1920年には東京府と大阪府が全国の42%以上、1930年には50%以上をしめている。他方、1930年になっても、全県下で29人以下の県は、青森・岩手・茨城・福井・山梨・滋賀・鳥取・佐賀・宮崎・鹿児島・沖縄である。このことは、当産業が典型的な大都市型産業であることをしめている。

(4) 東京の動向(第1表)でさしあたり目につくのは、1925年の激減である。これは1923年11月の関東大震災の影響にちがいない。それはともかく、東京の動向は1900年をピークに減少傾向にある。会社数も資本金額も大幅に増加しているから、減少したのは個人零細業者である。その原因にはつぎの事情が考えられる。市電の拡張が賃貸業で大きな割合をしめていた貸人力車業や貸馬車業を衰退させたこと。東京では賃貸物品の比率が奢侈品・レジャー用品・労働手段へ傾斜したが、多くの零細業者はその資金に不足したこと。雇用増による生活水準の上昇、および繊維工業の機械化による衣料価格の低下が生活用品賃貸業への依存をへらしたこと。関東大震災を契機にしたスラム街の整理が顧客の貧困層をへらしたこと(注38参照)。

雇用関係については、さしあたり、「営業税表」の営業者数と従業者数の時系列的な統計にもとづき、従業者数 - 営業者(雇用主)数 = 被用者数、としてもとめることができる。1915年

会。岩波文庫、1991年版、p. 263)。1914(大正3)年～1925(14)年における免税基準額は「資本金千円未満」。この額にくらべると、1921年の都市勤労者世帯の年間平均実収入は、約1380円であり、1926年のそれは1360円、預金額は180円であった(総理府統計局『家計調査年報』、日本銀行『本邦主要経済統計』所収)。

39) 昭和20年『会社統計表』緒言

第3表 雇用主数と被用者数

					個人			法人		
	営業者	雇用者	/		営業者	雇用者	/	営業者	雇用者	/
1898年	2198	758(29)	0.3	1915年	288	366(56)	1.3	42	202(83)	4.8
1900	1874	935(33)	0.5	1917	304	267(47)	0.9	28	129(82)	4.6
1905	2045	992(33)	0.5	1920	663	471(42)	0.7	48	313(87)	6.5
1910	2061	1032(33)	0.5	1923	1139	689(38)	0.6	97	748(89)	7.7
1914	825	814(50)	1.0	1925	1247	664(35)	0.5	116	1015(90)	8.8

[出所] 主税局『営業税法』。雇用者の括弧内の数は雇用者の比率% (/ +)。 / は1営業者の雇用者数の平均割合

以降の法人は、当業の強い個人業主的性格にもとづいて1法人 = 1営業者と仮定したが、この仮定は役員数の増加を反映しないため、時代がたつほど実際とずれていく欠点をもっている。こうしてえたのが第3表である。

この表によると、1910年まではほぼ2業主に雇用者1人の割になっている。1914年には1対1になるが、これは会社の増加によるものである。1915年～25年の期間に個人企業の雇用者率 (/ +) は、56%から35%へ減少している。年平均率は42%である。法人の雇用者率の年平均は86%であり、そこに資本家的性格を認めることができるけれども、その人的規模からみるならば零細で個人業主的性格が強い。

1920年の『国勢調査』で物品賃貸業の「業主・職員・労務者」数(個人・会社一括)をみると、全国では業主78% : 職員・労務者22%である(全業種平均では逆に業主36%, 職員・労務者64%)。東京では、1920年の業主と雇用者(含職員)の比率は業主89%, 雇用者11%(『東京市市勢調査原表』)で、おおむね業主4人で1人の雇用者になる(全業種平均では業主29%, 雇用者71%)。1930年の大阪では業主73%, 雇用者27%である(『大阪府統計書』。全業種平均では業主30%, 雇用者70%)。1940年(全国)になると、業主29%, 家族従業者9%, その他62%になり(『国勢調査』), その他(法人)における雇用比率の進展を推定できるけれども、やはり全体としての個人的で自営業的特徴にかわりはない。

ところで、1920年『大正九年国勢調査職業名鑑』「第一編 商業分類別職業名称録」(内閣統計局)には、各種物品賃貸業における業務上の役割ないし地位が申告どおりに収録されている。それをみていくと、貸人力車業では「業主または親方・支配人・管理人・書記・番頭・帳付人・世話役・手伝・小僧」、衣裳貸付業では「業主・番頭(手代)・事務員・外交係・手伝・倉庫番・運搬係・丁稚」、芝居道具貸付会社では「取締役・事務員・社員・庶務係」、葬具貸付業では「社長または業主・支配人・主任・番頭・手伝・傭人・番人・人夫」などとなっている(p. 796-798)。これら従業者のすべてをふくむ企業は資本主義的性格をもっているとみてよいが、地位の前時代的名称からしても、封建的な主従関係を残しているようである。

被用者の多くは貧しい人々である。1921年の内務省による東京下町(旭町, 浅草町, 本村町,

猿江裏町等)の「細民生計状態調査」(497人)のなかには物品賃貸と倉庫の従業者(家族5人・従業員10人・月労働日数24日)もふくまれており、その月収は57円と報告されている⁴⁰⁾。ちなみに、同年の都市勤労者世帯1カ月間の勤労実収入は92円71銭である(『昭和国勢総覧』第3巻、p.109)。なお、「細民」の内訳は、工業労働者236人、商業従事者60人、交通業100人、その他101人であり、平均月収52円8銭である。

第2節 物品賃貸業の種類とその変化

1900年ころまでは生活用品の賃貸がほとんどであったが、1920年ころには産業革命をふまえて貸出品と業者の多様化がみられるようになる。前記1920年『職業名鑑』における「名称録」は、『国勢調査』で申告された「日常従事スル作業」の職業名を「原則トシテ申告ノ儘採録」し、「貸人力車業親方」、「貸衣裳会社事務員」、「貸盆栽業業主」というように掲載している。そこで、「物品賃貸業」の項目に掲載されている各種の物品賃貸業名を[A]~[F]の6部類に整理してみると、以下のようなになる(各種物品の前後に貸と業がつく。部類内の同品種の細目名小袖・洋服・古着・礼服等は一括して「各種」とした)。

この「名称録」(第4表)をみるさいに注意すべき点は、申告された作業がそのまま職業として掲載されるため、本業との兼業や本業の付随的作業が独立業のようにしめされたり、実質的にちがう仕事が賃貸業のように表示される点である。たとえば、「葬具販売及賃貸会社」の貸付担当者が自分の作業を「葬具貸付業」と申告したり、水車製粉業者が「水車賃貸業」と申告すれば、物品賃貸業にそのまま掲載される。だから上表には、独立の専門業でない「業」や実質的にちがう業種がかなりあると考えねばならない。こうした事態が生じたのは、産業分類と職業分類の区別が当時の国勢調査では完全には確立していなかったからであろう⁴¹⁾。以上の

第4表 1920年 物品賃貸業の申告名

[A] 貸)	自動車・人力車・馬車・荷車・トロッコ・屋台車・舟各種(汽船・帆船・曳舟・ボートその他)・船具・網各種・陸揚道具・潜水具(業)
[B] 貸)	鉄工機械・紋織機・糸繰機・糸揚返機・織機・諸道具・製糸釜・工業籠・発動機・計器・ゼンマイ(業)
[C] 貸)	土工用機械・建築道具・丸太材・天幕・鳶道具(業)
[D] 貸)	農具各種・発動機・初摺機・精米機・製粉機・水車・牛馬・臼(業)
[E] 貸)	衣裳各種・布団・座布団・蚊帳・雨具・草履・家具・婚礼具・調理道具・食器各種・火鉢・桶・椅子・湯たんぼ・宝石貴金属・床上敷・かつら・ランプ・(門松等)際物 ^{きわもの} (業)
[F] 貸)	本・ミシン・葬具・理髪道具・自転車・消毒器・電気治療器・衛生吸臭器・盆栽・望遠鏡・余興人形・フィルム・劇場道具・活動写真機・列車枕・電話機・アーク灯・洋傘付属金物機・スコップ(業)

[出所] 内閣統計局、大正9年『国勢調査職業名鑑』、「職業分類別職業名称録」

40) 磯村英一『都市下層民衆生活実態資料集成』(p.38-39)所収

41) 大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計2』(東洋経済新報社、p.86-89)

点を念頭におきながら、[A]~[F]それぞれにおける主要な「賃貸業」をみていこう。

[A] いわゆる貸自動車業。その普及は大正以降である。1925年の東京では、物品賃貸業者総数のうち貸自動車業が32%をしめている（同年『東京市市勢調査』）。しかし「戦前」の貸自動車は、「運転士の御心付は全廃一時間金貳円の貸自動車」という広告（大正2年10月12日『時事新報』）にもみられるように、ほとんどは運転手付きのハイヤーないしタクシーであって、今日のようなレンタカーではなかった。だから、こうした貸自動車業は本来の物品賃貸業からは除外すべきである⁴²⁾。貸馬車業の多くについても同じことがいえる。

貸人力車業。明治14年（1881）東京府「人力車取締規則」には「人力車ヲ貸スモノ」、すなわち人力車を車夫（借車輓）に貸付ける業者があげられているが、1908年には東京の貸人力車業者は全賃貸業者のなかで33%をしめている（第5表）。貸人力車業者は、1902年には11587人（借車輓49548人）、1907年には10103人もいたが⁴³⁾、市電の拡張と自動車の増加につれて衰退していった。ちなみに、1902年の人力車業従業者総数は約18万人だったが、1920年には9万人弱、1930年には2.8万人になっている（『国勢調査』）。

[註] 物品賃貸業に関する「戦前」の統計・調査はつぎの欠陥をもっている。明治・大正期には、多くのばあい物品賃貸業に貸自動車業や貸船業や貸馬車業をふくめているが、それらの多くは運転手または御者付きのハイヤーまたはチャーターだったから、除外すべきであった。逆に、貸人力車業主は1900年初頭に約1万1千人もいたが、物品賃貸業の就業者総数が統計でつねに数千人台だということは、カウントすべきだったこれら業者の多くを物品賃貸業から除外していたことになる（運輸部門にでも入れたのであろう）。

貸荷車業。東京の業者数は125だが（第5表）、その全国数はわからない。1930年の『国勢調査』（職業別人口）によると、「荷車輓・馬方」が11.3万人とあるから、その何パーセントかは荷車を賃借しており、貸荷車業者も相当数いたはずである。

貸自転車業。1870年末ころに流行してから一旦衰微し、1890年前後にふたたび流行した。東京市内の業者は1908年に97業者だったが（第5表）、当時は「遊具」的な利用であり、業務用の利用は1910年あたりからである⁴⁴⁾。

船舶賃貸業。船舶の貸借（傭船）には基本のチャーター以外に裸傭船もある。裸傭船契約では貸手たる船主は船を一時的に貸すだけで、乗組員の手配は借手がおこない、船の使用上の負

42) 国友照夫「日本の貸自動車（レンタカー）の起源」（全国レンタカー協会編・刊『レンタカー発達史』所収）。ハイヤー（チャーター）と賃貸との区別については、前掲拙論「賃貸借の経済概論」でしめた（p. 55）。

43) 内務省『日本帝国国勢一斑』（第23回，p. 168）によると、輓子雇入営業者、被用者輓子、所有者輓などをあわせて1902年の人力車業の従業者総数は186251人であった。

44) 明治21年11月6日付『時事新報』（『自転車の一世紀 日本自転車産業史』 自転車産業振興会編，昭和48年，株式会社ラテイス発行，p. 79所収）。明治23年（1890年）1月刊の『繁昌記』に「自転車を賃貸する者有り，其繁昌借馬と相拮抗す」とある（石井研堂『明治事物起源』五，筑摩学芸文庫，p. 131所収）

第5表 1908年東京市, 1911年京都市の物品賃貸業有業者数内訳 (%) (左表 東京, 右表 京都)

貸人力車 628(33.0)	貸荷車 125(6.6)	劇場用火鉢布団 22(1.1)	貸道具 156(29.2)
貸寝具 468(24.6)	貸自転車 97(5.1)	貸道具 19(1.0)	貸物品 155(29.0)
貸本 312(16.5)	貸馬・貸馬車 29(1.5)	貸物品 16(0.8)	貸本 66(12.4)
貸船 148(7.8)	芝居用衣裳道具 23(1.2)	貸葬儀用品 12(0.6)	貸葬儀用品 57(10.7)

[出所] 1908年 『東京市市勢調査原表』, 1911年 『京都市臨時人口調査』

担なども借手が負う⁴⁵⁾。これはリースよりもレンタルに近い。小規模の個人船主(1927年, 201船主総数のうち2隻以下の所有者は約66%)のなかには, 第一次大戦の海運ブームに乗じて船主になった資産家も多く, かれらは最初から株式投資と同じ姿勢で貸船収入を目あてにしていた。小船主だけでなく, 岸本・日本共同・山本・乾等の汽船会社(所有数5隻以上・所有トン数3万トン以上)も全船を賃貸していた⁴⁶⁾。こうした船主たちが裸備船方式に応じていたのであり, このケースが物品賃貸業に所属させられる(「第2表について」)。なお, その他にボート・釣舟・曳舟等の賃貸業者がいる。

[B]・[C] 第二次世界大戦前には, 近代的機械を独立して専門に賃貸する業者はいないようである。後述するように, 機械専門のリース業者やレンタル業者が成立する条件はまだ成熟していなかったのである。民間のばあいは, 船舶・機関車・車両・重電機・精密工作機・紡績機・自動車等は, 自己資産, 株式や社債の発行, あるいは金融機関からの借入資金で主として海外から注文購入されていた。特に明治期前半における重要産業の大型機械は, その多くが殖産興業政策によって, 政府による強力な援助をうけて調達されていた。

もちろん, 国産の機械・発動機・輸送手段・工具等の賃貸がなかったわけではない。ただしそれらの賃貸は, 本業(製造・販売)の付随業務または兼業としておこなわれていた。

その例をいくつかあげておこう。東京では多摩製絲諸器械株式会社(1895年設立・資本金千円)の「製糸諸器械販売及賃貸」, 日本馬車会社(1889年設立・払込資本金3万3千円)の「馬車製造及貸馬車」(以上『東京府統計書』)。1899年, 東京栗原紡織合名会社による下機工場への力織機12台の貸与⁴⁷⁾。1917年, 金澤電気瓦斯会社による電動機と付属開閉器の損料貸。損料率は販売代金の3.3.8%⁴⁸⁾。1930年ころの東京ガス社によるガス販売にともなうガスレンジの「損料貸」⁴⁹⁾。また, 明治期の織物業では織機(高機)の賃貸が多く見られるが, その賃貸は織元に

45) 荻原正彦「裸備船契約の実証的研究」(『海運産業研究所報』No.)。窪田宏『定期用船契約法序説』(有斐閣) 其他

46) 中川敬一郎「両大戦間の日本海運業」(海事産業研究所編『日本海運経営史1』) 所収, p. 171

47) 大同毛織株式会社資料室編, 『糸ひとすじ』 上巻 (p. 131)

48) 「石川縣織物ノ現況」(大正6年石川縣輸出羽二重検査所, 『明治前半期産業発達史資料』別冊55, p. 104所収)

49) 購入価格39円 of ガスレンジを月2円で損料貸していた。株式会社尾崎製作所(業務用ガス機器)社

よる農家への原料系の前貸・賃借委託にともなうものであった（この^{だしはた}出機制は1880年代から1910年ころまで盛んだったが、力織機の普及につれて衰退していった。このくわしい考察は別稿でおこなう）。

1925年～1940年のあいだに、IBMの代理店や子会社（「日本ワットソン統計会計機械株式会社」1937年設立）が、IBM計算機を官庁、造船所、生保会社、製薬会社等にレンタルしている事実は注目にあたいする（IBMは国内外とも販売でなくレンタル方式をとっていた）。たとえば1939年には、上記子会社は穿孔機78台、検孔機61台、分類機21台、会計機16台その他を大手生保5社にレンタルしている⁵⁰⁾。また、安田生命はその採用にあたって、為替レート100円＝23.4\$, 利率5%, 保守・修繕料年2000円、機械の耐用年数10年を想定し、IBM機のレンタルと別式機の購入とを比較検討している。そして、レンタルは購入よりも37%割高になるが、耐用年数7年とすれば経費に大差がなく、「賃貸借ナル為メ、機械ノ改良トトモニ何時ニテモ借替工得ルノ便利アリ」と結論している⁵¹⁾。この点も、賃貸と購入との比較計算、および、賃貸借における機械の社会的磨損の回避機能への端緒的認識として注目しておきたい。しかし、工業企業でのIBM計算機の利用はそれほど進まなかった。高精度の規格品の大量生産が未発展でIBM機の必要分野がわずかしか存在していなかったし、レンタル料が計算担当者らの低賃金にくらべて割高だったからであろう⁵²⁾。

「戦前」の土木・建設機械は、公的機関からの貸与（公共土木工事では国や県の発注者が機械・資材を用意した）や、業者相互の融通でまかなわれていた⁵³⁾。その賃貸が専門業として自立するのは「戦後」のことである。ちなみに、鉄鋼仮設建材の賃貸はいまでこそ業界のトップレベルになっているが、当時の主要建材には丸太が多く、賃貸には適していなかった。

[D] 農業機械の独立専門業者は存在していない。1935年になっても、総農家約560万戸における石油発動機・脱穀機・籾摺機の普及率は、どれも60戸に1台程度にすぎない。機械利用の最先進地岡山県（農家数158452戸）では、前記機種⁵⁴⁾の普及率はそれぞれ11戸、19戸、15戸に1台だが、石油発動機の利用形態調査（岡山県統計課1937年）に賃貸はしめされず、個人所有

長尾崎和夫氏、インタビューでの談話「父親からの聞き伝え」（東京ガス情報誌『CbyG』1999年秋号 No. 11, p. 12)

50) 日本アイ・ピー・エム株式会社編『日本アイ・ピー・エム50年史』（p. 61, 代理店森村商事、黒沢商店によるレンタルは p. 7 39）。IBMのレンタル方式については、かつての拙論「物品賃貸業資本の基礎的・理論的研究」でふれてある（1996年3月『立教大学経済学研究』第49巻第4号, p. 61）

51) 前掲『日本アイ・ピー・エム50年史』（p. 62）

52) 前掲『50年史』、同社の水島宗助氏談、「機械のレンタル料自体安いものではないし……賃金はやすかった。しかも機械を採用するとキーバンチャーにも経費が必要になる。よほど効率的に使わないと（経済的には）合わない。だから客先で、どんなに説明しても、結論はほとんど、費用が高くて合わない」（p. 63）

53) 古川修『日本の建設業』（岩波書店, p. 171, 200 201）

54) 吉岡金市、昭和14年『日本農業の機械化』（農山漁村文化協会、『昭和前期農政経済名著集』17巻、

69%、共同17%、請負17%になっている⁵⁵⁾。なお、1934年の猪俣津南雄氏の農村踏査報告には、「発動機や臼摺機を賃貸する者も現れている。これは摺臼屋のこともあれば、また農家が一種の副業としてやることもある」とあるが⁵⁶⁾、それは主として請負作業的なものだったと思われる。

牛馬は耕作に多用されていた(1935年『農林省統計表』によると、田の総面積に対する牛馬耕比率は約74%)。その賃貸もしばしばおこなわれているが、それは直接交渉や牛馬の販売仲介業者の媒介等によっていた。牛馬の飼育・管理・移送にかかるコストと労力、利用季節の制限からすれば、独立専門の賃貸業は容易に成立できないからである。

水車は動力源として全国の農地で利用され、「貸水車業」・「水車製粉機賃貸業」等の賃貸業名が掲載されているけれども、その実態は多くのばあい請負加工業である⁵⁷⁾。水車だけの賃貸例もなくはないが、土地・水車小屋をこみにした不動産賃貸に近く、純粹の物品賃貸業とは区別すべきであろう。

釣舟の賃貸業名があるばあいも、多くは船頭つきであり、やはり専門の物品賃貸業とはいいいがたい。

[E] 生活用品の賃貸について。賃貸物件や業者の大部分をしめていたのは、衣類・夜具・葬具・道具・本・人力車・自転車等である。明治期における衣裳や夜具の借手には、江戸期と同様に貧民——日雇人夫・人力車夫・行商人・職人など——が多かった。

1888年、大阪名護町には「衣服の損料賃をなすもの多く貧民中必要なものは、大概此損料賃に依頼して辨じ居る事なり」⁵⁸⁾。1893年ころ、東京でも「貧街において繁昌するは貸布団にして、冬の十二月より翌年三月まで」供給していた。「芝新網町の如きは三百四、五十戸の貧窟中において損料布団を営業する内七軒、その商法を活発にするものは大概四、五十枚より百枚位の商品を生えて取替え引換に貸出す。「これを借用して一夜一銭ずつの損料を払うものは、いずれも皆よくよくの貧家」で、「料金の延滞するに至れば直ちに寝所へ踏込んで剥ぎ取らざるを得ず。実に涙あつては出来ぬ商法、無慈悲道と見らるるも余儀なし」。その住民で「最も多きは車挽にして、日雇取、土方諸職人その大部分を占め」、「世の廢物を繕うて活計する手工入」、「縁日的野師」、「その他の小稼業に至っては到底枚挙して尽くすべきにあらず」⁵⁹⁾。

[註] 賃借物の入質は、既述したように江戸時代からおこなわれていたが、明治期だけでなく、大正

第2, 3, 4表, p. 42 43, p. 48. 原資料, 農林省農務局, 昭和12年3月『農業用器具機械並共同作業場普及状況調査』)

55) 1921年『岡山県産業調査書』, 1937年同県統計課調査(前掲吉岡, p. 117所収)

56) 1934年, 猪俣津南雄『窮乏の農村』(岩波文庫, p. 44)

57) 伊藤好一『武蔵野と水車小屋』(クオリ出版, p. 184 207)

58) 1888年鈴木梅四郎「大阪名護町貧民窟視察記」(実生活社出版部『皇室社会新政』, p. 20 21所収)

59) 1892 3年岩原松五郎『最暗黒之東京』(引用文は1893年民友社刊を底本にした岩波文庫版, p. 71 73。「最も多きは車挽」以下は, p. 35)

期になってもみられた。「三の輪、千住、浅草邊の各質屋には多い處だと損料蒲団が五十枚位は入質されてある」。しかし、「年一年と貸すものも借りるものも減じて来た。その上大震災で罹災せる細民には毛布だの布團だの給與されたので……損料布團に苦しむ淵から脱け出た者が多いのである」⁶⁰⁾。

しかし、時代の進行につれて資本主義経済が進展し、都市住民における雇用者・賃銀生活者の比率がどの分野でも増加していく（第1節）。このことは日雇にも反映する。横山源之助はこうのべている。「余輩の眼を射るのは、貧街職業の移動である。日清戦役前後貧街に多数を占めていたのは……日稼ぎ人足と人力車夫であった」。今日（1912年）も日稼ぎ人足が大多数を占めているが、「工場附属の人足が著しく増殖して来た」⁶¹⁾。だから、借手のなかで賃銀生活者の比率がふえていくこともたしかなことである（東京では1920年代でも、自営業者、金利・家賃・地代・年金等の生活者、軍人、学生、失業者等の比率が他の都市よりもずっと大きいから、はたして賃銀労働者が借手の最大比率をしめていたかどうかは断定できない）。

1880年代になると、江戸時代からの行商的貸本屋は活版印刷・新聞の普及にともなって衰退していき、かわって、固定の店舗で活版本をあつかう貸本屋が普及した。神田錦町の有名な「いろは屋」はこの新しいタイプの貸本屋で、「1ヶ月の貸出点数は八九千に及び盛況であった」。「此の頃東京図書館の一日閲覧人員平均は三百三、四十人」⁶²⁾。

自転車・オート・フィルム・盆栽など広義のレジャー用品の賃貸の増加は、明治以降の特徴のひとつである。労働手段の賃貸の多様化も特徴的だが、やはり就業者数全体としてみれば、各年代とも生活品質貸業の割合が大きい。1908年の比率は90%以上であり（第5表）、1925年には約80%以上である（『東京府市勢調査原表』「業種別営業数」）。

本業のかたわら、生活用品の賃貸を副業にするケースが多いことも特徴のひとつである。その本業には販売業、宿屋、家主、葬儀屋、質屋などが多かった⁶³⁾。なかでも、販売兼貸付業者が多い。たとえば、物品賃貸業に属する人数を具体的作業種ごとに区別した1930年の統計表（『国勢調査』）によると、77種の作業にたずさわる9231人のうち、販売（「其ノ他ノ商業」）にたずさわるものが56%をしめている（うち業主3915人、手助その他1269人、『国勢調査』第2巻「15 産業（小分類）及職業（小分類）別有業者 全国」）。

60) 草間八十雄 『近代下層民衆生活誌 貧民街』（明石書店、p. 380）

61) 1912年『貧街十五年間の移動』（中川清編、岩波文庫 『明治東京下層生活誌』所収、p. 272-273）

62) 前田愛 『近代読者の成立』（筑摩書房 『前田愛著作集第2巻』、p. 69-70）。1880年ころの東京の貸本屋の繁昌については、坪内逍遙 『歌舞伎の追憶十八 維新後の東京の貸本屋』にも記されている。（前掲 『逍遙選集』第12巻、p. 188-9）

63) なかでも販売業のケースが多い。家主との兼業は前掲鈴木梅四郎 『大阪名護町貧民窟視察記』（p. 20-21）。質屋の例は尾崎紅葉1891年 『二人女房』（岩波書店 『新日本古典文学大系明治編』19、村松友視校注、p. 235）。葬具販売と賃貸との兼業は 『会社統計表』。

第3節 会社と業績の動向

[] 明治期に入ると、会社形式をとる物品賃貸業者があらわれ、その数も増加していく。

第6表がしめすように、1887年から53年間ににおける物品賃貸会社数は約9倍増で、これは全産業の約48倍増くらべて比較的緩慢なふえかたといつてよい。そして、全期間とも会社数は二桁台にとどまり、個人営業者が圧倒的に多い。会社数の最多期（1930～1940年）でも個人業者の年平均数400以上（第2表）に対して、会社数は60社（約8%）である。

会社種類別の動向をみると、どの期間でも資本金額の少ない合名会社・合資会社（計）が社数のうえで大きな割合をしめている。1925年71%、1930年78%、1935年81%、1940年65%という割合は、全産業平均よりも2、3割がた大きい。合名会社と合資会社はディスクロージャーが不要で出資者数が株式会社よりも少数でよいから、零細な個人経営が大半をしめる物品賃貸業者にとっては、この種の会社形態が適しているからであろう。

このことは1社あたりの払込資本金額にもあらわれている。たとえば1890年～1915年のばあい、年平均約7千円は同期間における全産業年平均（9.4万円）の約1/13である。払込資本金を総額でみても、全産業ではどの期間でも株式会社が資本金額のほぼ85%から90%をしめているが、物品賃貸会社のばあいには、昭和になるまでは合名・合資会社（計）の割合が大きい。なお、1925年～1945年間ににおける株式会社の年平均資本金額は約7万円で、全産業の年平均額のはぼ1/4である。

第6表 物品賃貸会社数と払込資本金（単位千円、百円位で四捨五入）

	社 数 a				払込資本金・出資金額 b				1社あたりの資本金額 (b/a)					
			計	全産業			計	全産業			計	全産業		
1887年			7	1772			136	67855			19	38		
1890年			10	2284			65	111457			7	49		
1895年			16	2458			114	174047			7	71		
1900年	社種別不明		25	8598	社種別不明		197	779251			8	91		
1905年			21	9006			149	975837			7	108		
1910年			28	12308			167	1481401			6	120		
1915年			9	17149			77	2167724			9	126		
	株式	合名	合資	計		株式	合名	合資	計		株式	合名	合資	
1925年	9	9	13	31	34345	262	247	204	713	11156757	29	27	16	325
1930年	12	12	30	54	51910	839	204	188	1231	13944708	70	17	6	269
1935年	12	15	37	64	84146	590	322	161	1073	16660176	49	21	4	198
1940年	22	7	34	63	85836	2890	195	691	3776	28145562	131	28	20	328
1945年	9	4*	7	20	41380	20663	175	220	21433	31995636	2296	44	31	773

[出所] 1915年までは農商務省の会社統計（『帝國統計年鑑』所収）、以降は商工省『会社統計書』

[第6表について] 1940年以前の統計分類にはサービス部門がなく、物品賃貸業は銀行・保険・不動産業とともに商業部門に入られている（物品賃貸業の名称は1883年までは「損料貨物」。旧商法会社篇施行（1983年）前の統計は、会社名を使えば個人も掲載するとしている（『第8回統計年鑑』1887表への注記）。1916年から1922年までは物品賃貸業の項目がない。少数のため商業の「雑業」にでも入れられたかも知れない。物品賃貸会社の法的種類別統計は1923年から。1945年の合名社数4*は原表では1。合計と一致しないので修正した。

1941年の会社統計表には、資本金の規模別統計（5万円以下～1千万円以上）が細目業種でもしめされている。物品賃貸会社（計58社）のばあいは、5万円以下 59%、5～10万円 14%、10～20万円 17%、20～50 7%、50～100万円 2社3%、100万円以上の～は1社もない。ちなみに、同じ賃貸でも不動産賃貸会社（1538社）のばあいは、45%、15%、18%だが、100～1千万 2%、1千万円以上の大会社も7社（0.45%）あって、この7社が全資本金の27%をしめている。

株主数。物品賃貸会社の株主数は、『会社統計表』では1887年から1896年までしか表示されていない。それによると、1887年は7社164人、1896年は20社499人、1社の年平均は26人である（1896年の全産業の1社平均は82人）。1938年を東京（『東京市統計年表』）でみると、株式会社12社の株主は226人（1社約19人）、合資14会社の出資者50人（1社4人弱）、合名会社3社の出資者20人（1社約7人）であり、40年以上まえとくらべて大きな変化はみられない。

参考までに、労働手段や生活手段をあつかう会社の具体名をいくつかあげておこう（年は創立年、金額は資本金、人は株主数）。a 『大阪府統計書』、b 『東京府統計書』、c 『東京府農商工要覧』（1889年）、d 『東京市統計年表』、e 『日本アイ・ビー・エム50年史』、f 『時事新報』明治32年2月28日、g 『日本商工人名録』（明治31年『明治期日本全国資産家・地主資料集成』第1巻）。

[a 八弘社・葬具損料貸・大阪・明8年1万円117人] [a 懇信社・衣類損料貸・大阪・明15年] [b 損料貸物会社・衣服夜具道具書籍等・東京・明21年有限1万円4人] [b 多摩製絲諸器械株式会社・製糸器械賃貸・東京府中・明28年1千円29人] [c 共立人力車夫会社・人力車貸付・東京・明21年2千円] [c 東京・改輪会社・人力車貸附等・東京・明21年1人] [d 内外装飾株式会社・装飾物品貸付・東京・明30年払込3.9万円] [e (IBM 代理店) 森村商事・東京・大15 昭1年、(同) 黒沢商店・東京・昭2 11年、日本ワットソン株式会社・横浜・昭12 14年 (IBM 子会社)、日本統計機株式会社・昭18 22年・100万円、以上 IBM 計算機レンタル] [f 衣裳小道具株式会社・劇場用衣裳小道具賃貸・東京・明32年払込5万円] [g 大阪貸物株式会社・畳建具敷物装飾品貸付、販売・8千円]

[] 賃貸料のまとまった資料はいまのところ見あたらないので、断片的資料をあげておく。

1879年「芝公園内旧御成門脇にて貸自転車行うものあり。線香一本立つ間を二銭、半日二十銭、一日三十銭として、松原通りを乗せた」。15分2、3銭。半日20銭（同年3月『朝野新聞』『新聞集成明治編年史5』所収）。当時の自転車の値段は150～170円。人力車（下級車1886年～1900年）は損料4銭で、価格は20円⁶⁴⁾。

1882年「大阪府下の長町邊より高津新地天王寺村難波村へかけて」は貧乏人が多い地域。2月7日ごろから損料貸仲間が「大蒲団が一銭、敷ぶとんは七厘なりしを、俄かに二銭の一銭五厘と直上せしかば、此数千の貧民は急に寒くて寝つかれねば、……容易ならぬ形勢なれば、仲裁が立入りて雙方を宥め、一銭二厘と一銭の定價に折あひ」（同年3月1日『東京日々』新聞

64) 人力車の販売価格は大門一樹『物価の百年』（早川書房、p. 54 55）。自転車の値段は石井研堂『明治事物起源』（筑摩書房五巻、p. 130）。衣類の値段は前掲大門一樹（p. 80）。

『新聞集成明治編年史5』所収)。

1888年 「大阪南区役所并に同警察署の帳簿によれば、今年9月30日現在の賃物業者90人(前掲鈴木梅四郎「大阪名護町貧民窟視察記」、p. 24 25)。「貧民を相手にして危険多ければにや其損料は格外に不廉なり。當今の相場なりと云ふを掲げんに、上等秩父縞の袴、襦子の女帯(此等を借る者は頗る稀なれども年若き女子に間々あるべし)博多男帯は共に、各一日三銭、二子織の袴、小倉の男及女帯は共に一日二銭五厘、木綿の単衣二銭其他下等の物にても一品一銭より廉なるものなし。又大布團は一夜二銭五厘、敷布團は同一銭五厘、右何れも一日限りの約束なりと云ふ」(同、p. 20 21)。

1893年 損料屋の「貸し衣裳、貸布団、貸車。貸布団は一枚八厘より二銭まであり、尤も絹布上下三枚襲ねて一夜三十銭より五、六十銭に登る損料物もあれども、これらはもっぱら贅沢社会の需用」。「貸衣裳また同じく一枚三銭より五、六銭位までのもの、多くは下等芸人一日の晴着に向って用立ツ」(前掲松原岩五郎『最暗黒之東京』、p. 71)。

1897年 「貧民窟に住める車夫のごときは自ら人力車を有てるは少なく、おおむね齒代を出して車を借り、甚だしきは筒袖・股引の衣裳を借りて出づるもあり。車の齒代今日上等十銭、中等八銭、下等六銭、三、四年前に比して二銭ずつ昂れり」(前掲横山源之助『日本の下層社会』、p. 42)。

1927年 IBM 代理店(黒沢商店)による計算機の年間賃貸料(1円=48セント換算)。印刷機付(45桁)統計機4000円(据付費1520円)。標準型(42桁)1750円(据付費650円)。電気式複写穿孔機265円(据付費175円)(前掲『日本アイ・ビー・エム50年史』、p. 32)。

[] 利益と利益率。1913年の『租税負担調書』は、物品賃貸業をふくむ25部門別の資本金・収入・支出(19項目別)・所得・租税のデータを表示している⁶⁵⁾。そこで、この表から9部門をえらび、支出項目を簡略化したのが第7表である(総計は25部門の結果)。

第7表の物品賃貸業をみると、資本金約339万円・総収入約112万円・総支出約63万円・収益約49万円である。この資本金は営業用のそれであり(営業税法第15条)、固定資本や運転資本の月割り平均で計算される。資本金1の投下で収入3の比率(112/339)は全産業平均の1.6よりも低い。収益率は14.6%は全産業平均の約15%にほぼひとしい。

支出諸項目を比率でとらえると、修繕費29%、営業場賃貸料20%、雇人費18%、原材料品原価15%、光熱・動力費3%、通信・輸送費2%、利息・割引料1%、雑費10%になる。支出のなかで修繕費の29%はどの部門の比率よりも大きい(2位鉄道23%、3位運送11%、全部門の修繕費率の平均は5%)。返却物品の掃除・汚れとり、修復・保守に多くの費用がかかるからである

65) 1913年、東京税務監督局『租税負担調書』(「第5表 営業資本、収支、所得、租税負担調」、p. 49 52)。この表は前掲『長期経済統計「国民所得」』(p. 146 7)所収を利用した。租税資料館その他にあたってみたがなかったので、オリジナルはみていない。表の計算ミス1カ所を訂正してある。

第7表 1913年・営業資本、収支表（法人・個人合計、単位千円、「賃貸」は物品賃貸業の略）

種別	資本金	総収入	支 出								収益	
			原料等 原価	雇人費	営業場 賃貸料	修繕費	光熱・ 動力費	通信 運搬費	利息・ 割引料	雑費		計
賃貸	3394	1124	96	114	125	183	19	10	7	64	633	491
販売	1170312	3080610	2702264	52953	44841	3934	9093	21980	5778	57481	2898324	191379
銀行	726855	274865		12435	2549	226	428	1796	146447	17628	191566	83299
金貸	296354	53995		1911	3894	125	380	259	10651	1527	19196	34799
周旋	6045	3422		480	643	14	64	94	4	163	1708	1714
問屋	51615	18937	4	3834	1466	82	323	700	373	1271	9419	9518
倉庫	18780	5507	13	808	1393	38	49	88	177	733	3770	1737
運送	132183	144920	13522	21198	3053	13211	12996	29283	1607	16606	118521	26399
製造	806801	1616888	1199504	117306	20991	25628	34045	19918	6898	54006	1493473	123415
総計	3451918	5530934	2702264	254625	89561	46981	61814	77311	173489	126164	5015007	515927

[出所] 東京税務監督局『租税負担調査』第5表 営業資本、収支、所得、租税負担調

第8表 物品賃貸会社の営業成績（単位千円、「全業」は全産業・平均）

項目年	社数	資本金	積立 金	純益 金	配当 金	純損 金	利益	利益	1社 当り	利益率 %		利益率 %		配当率%	
										賃貸	全業	賃貸	全業	賃貸	全業
1923年	24	408	39	35		3	32	71	3.0	7.8	5.3	17.4	31.2		
1924年	40	934	44	71		9	62	106	1.7	6.6	7.4	11.3	34.0		
1925年	31	713	22	75	36	9	66	124	4.0	9.3	7.8	17.4	36.3	5.0	6.2
1926年	42	874	51	67	47	26	41	139	3.3	4.7	6.9	15.9	35.1	5.3	6.1
1927年	43	1080	28	41	30	44	3	55	1.3	0.3	6.1	5.1	33.7	2.8	5.6
1928年	36	732	57	69	24	10	58	139	3.9	7.9	6.8	19.0	33.6	3.3	5.8
1929年	45	930	72	65	45	25	40	157	3.5	4.3	6.4	16.9	32.9	4.8	5.7
1930年	54	1231	62	51	39	18	33	134	2.5	2.7	4.4	10.9	29.8	3.2	4.7
1931年	48	1142	39	49	30	15	34	103	2.1	3.0	3.3	9.0	28.0	2.6	3.9
1932年	64	1216	40	47	28	25	22	90	1.4	1.8	4.5	7.4	28.6	2.3	3.9
1933年	56	778	57	16	5	59	43	19	0.3	5.5	6.5	2.4	31.5	0.6	4.4
1934年	66	1172	113	22	9	44	22	100	1.5	1.9	7.7	8.5	33.4	0.7	4.9
1935年	64	1073	35	33	19	11	22	76	1.2	2.1	6.9	7.1	35.5	1.8	5.4
1936年	71	1362	61	41	20	28	13	94	1.3	1.0	8.8	6.9	36.9	1.5	5.7
1937年	66	1877	36	39	18	25	14	68	1.0	0.7	9.5	3.6	37.1	1.0	6.0
1938年	71	2972	77	94	41	55	39	157	2.2	1.3	10.4	5.3	38.1	1.4	6.2
1939年	60	3027	163	161	61	24	137	361	6.0	4.5	11.1	11.9	38.6	2.0	6.1
1940年	41	3776	288	284	437	29	255	980	23.9	6.8	11.4	26.0	27.4	11.6	5.9
1945年	11	21433	126	73	23	92	11	130	11.8	0.1	8.5	0.6	36.7	0.1	3.8

[出所] 各年代の『会社統計表』(商工大臣官房調査課編)

う。支出の「原材料品」は、物品の修繕や補填用に購入されるものであろう。

つぎに、1930年代の『会社統計表』(商工大臣官房調査課編)が資本金・積立金・配当金・純益金・純損金のデータを年度別に表示しているので、ここから利益と利益率を算定すると第8表のようになる。

利益 (純益金 - 純損金) を1923年～1938年のあいだでみると、年平均利益額は約2.5万円である。利益 [(積立金 + 純益金 + 配当金) - 純損金] は稼ぎの全体であり、その配分形態が

第9表 物品賃貸業 個人営業者収益表 (1927年～1940年)

	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
収益 (千円)	1162	983	933	839	651	624	618	633	697	790	868	1041	1952	2472
営業者数	983	777	741	727	619	592	583	581	618	597	679	744	1015	1098
1人当収益	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.3	1.3	1.4	1.9	2.3

[出所] 各年の主税局営業税表「個人営業収益種類別表」(当初決定額)

積立金や配当金にあたる。1923年～1938年におけるその年平均額は10.2万円で、1社あたりの年平均額は約2.2万円になる。

利益率 (利益 / 払込資本金) の年平均率は約4%で、全産業平均の約7%より3ポイントほど低い。利益率 (利益 / 払込資本金) の年平均率は10.7%で、全産業のそれは33.5%である。配当率 (配当金 / 払込資本金) の年平均率は約2.7%で、全産業のそれは5.3%である。おおむねどの率も全産業平均より低位にある。その原因は、大部分の会社が「庶民」相手に利幅のせまい生活用品をあつかう小営業だからであろう。

利益率や配当率が1937年ころから1940年にかけて低落したのは、戦時経済で贅沢品の排除が強要され、利益率の大きかった高級衣類・飾り・娯楽品等への需要が激減したからだと考えられる。1940年の一時的増加は、生活用品の減少が激しくなり、各種の賃貸利用がやむをえなくなったせいではないだろうか。1945年の激減は第1節でのべた事情の結果である。

個人営業者の業積は容易につかめないが、1927年から1940年にかけての主税局営業税表に「個人営業収益種類別表」があるので、それをまとめると第9表のようになる。

第9表の1927年～1938年における個人業者1人あたり年平均収益額は、約1200円である。1928年で他業種の個人収益額と比較すると、物品販売業や運送業とほぼ同じで、銀行9419円、問屋業4250円、金銭貸付1947円等よりもずっと少額である。全産業の平均収益額 (1927年) 1253円よりはやや少ない。1931年の物品賃貸業者1人あたり収益は約1100円だが、同年の都市勤労者世帯の年間実収入は約1038円である (内閣統計局家計調査、前掲『昭和国勢総覧』)。

むすび 「戦前」の物品賃貸業の歴史的特徴

わが国の物品賃貸業は、17世紀末葉から貸物屋 (損料貸) と呼ばれて江戸、大阪などの諸都市にその姿をみせており、一時的に必要な諸物品を都市住民に賃貸して、かれらの生業や生活を維持し円滑化する機能をはたしていた。こうした点で物品賃貸業は、都市住民には便利で大切な、その日暮らしの貧民にとっては不可欠な存在であった。18世紀末にすでにその数が2千軒以上もあり、都市住民にとってこうした役割をはたしていたことは、世界の大都市でも屈指のことである。

第二次世界大戦前の物品賃貸業は、在来型・都市型・生活型・小規模でマイナー型という特

徴をもつ産業であった。

在来型についてはいま指摘したとおりである。都市型という特徴は、1880年代に東京が全国就業者総数の約40%をしめ、1930年になっても東京府と大阪府で全国の50%以上をしめていることから明瞭である。

生活型の内容は、賃貸物品の大半が生活用品であり、生活品部門の就業者が80~90%の比率だったことにある。生活用品のなかでは、衣類・夜具・葬具・道具・本・人力車・自転車などが大多数をしめていた。衣類・夜具・小道具などがもっとも多く賃貸されているのは、それらの利用機会が多く、短期間の反復利用と大量供給ができる物品だという点で、賃貸に最適だったからである。

小規模でマイナー型という特徴は、どの時期についても、個人営業者が圧倒的比率をしめていること、会社の雇用者が9人以下にとどまり、1社あたり資本金は全産業平均の10分の1弱、株主は20人以下という事実にしめされている。産業中でマイナーな理由にはつぎの三点が考えられる。賃貸が売買の代替的・補助的手段だということ。日常的に使われる大半の原材料・食料品・下着等が賃貸から除外され、賃貸の対象が販売対象よりも大幅に限定されていること。大型精密機械・自動車・建材等のリース・レンタルがほとんどおこなわれなかったこと。

1890年~1900年ころからあとの物品賃貸業には、まえに比してつぎの変化がめだっている。

第一は、雇用者をかかえる会社企業が増大していることである。なお、会社の設立や運転の資金がおもに自己またはその周辺の少数者にもとづいていた点も、特徴に追加してよいであろう。

第二は、産業革命と資本主義体制の確立を背景に賃貸対象が多様化する一方、萌芽的ではあれ、機械の賃貸をあつかう会社とそれを利用する資本家的な借手企業がでてきたことである。それは1920 25年あたりからとみてよいのではなからうか。その象徴的なケースに、汽船船主から船舶会社や商社等への賃貸（裸傭船）がある。もうひとつのケースに、1930年代のIBM計算機賃貸会社による大手生保会社や製薬会社へのレンタルがある。これらのケースは、第二次大戦後に成長した賃貸会社と借入会社間における労働手段賃貸の端緒、という意義をもっている。

変化の第三は、かつては種々雑多な「窮民」や自営業者が生活用品の借手で大きな割合をしめているけれども、後半になると賃銀生活者とその割合を拡大することである。

ところで、大型機械・自動車・建材等のリース・レンタルはほとんどなかったとのべたが、このことは、今日のリースやレンタルにみられるようなファイナンス機能・陳腐化の回避機能・節税機能がほとんどなかったことに対応している。「戦前」のおおかたの企業にあっては、近代的機械の導入からそれほどの期間がたっていないこともあって、固定資本の社会的磨損が競争上の問題として本格的に意識される状況になかった。明治期の大型機械についていえば、殖産興業政策をすすめる政府が民間会社に貸与や安価な払下げをしたり、その購入に補助金を

だしたりしていた。固定資本の減価償却費を損金あつかいにする裁判などもみられたが、税法上の措置として確定されるにはいたらなかったため⁶⁶⁾、長期賃貸による税制上での節税効果もなかった。小型機械の賃貸需要も、かぎられた地域に集中して専門の賃貸業を形成させるほど多くはなかったし、工具の互換性もきわめて不十分であった。こうした状況下では、工業や建設部門でリース業やレンタル業が成立する余地はなかったのである。

1950～1960年以降、物品賃貸業はその借手を各部門の会社・企業とするあらゆる機械・設備のリース・レンタル会社として躍進し、産業の一角で重要な地位をしめるようになる。換言すれば、その活動の軸足を生活手段から生産手段に移すという大きな変化をとげる。「前半期」の物品賃貸業は、記述してきた1世紀にもわたる発展や経験の蓄積によって、「後半期」におけるレンタル業の発展の基礎をきずいたといえることができる。

66) 高寺貞男「明治減価償却史の研究」(未来社、～)。山本守之『体系法人税法』(税務経理協会、p. 408-9)